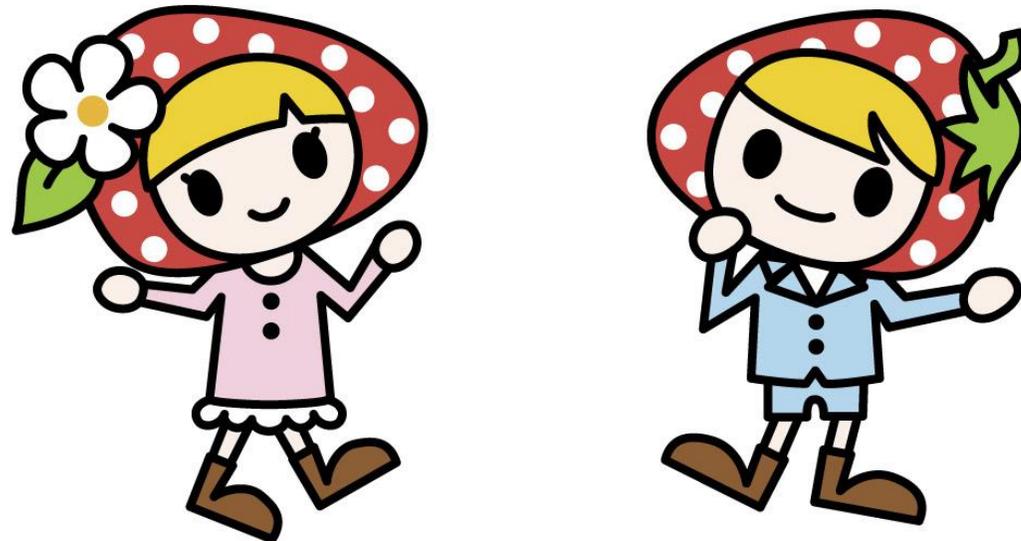


# 令和7年度 第一児童クラブの利用について



# 1 児童クラブについて

## (1) 目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生へ安心安全な放課後の遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

## (2) 対象児童

- ・ 村内に住所のある小学校 1 年生～ 6 年生の児童
- ・ 保護者が労働や介護等で昼間家庭にいない児童
- ・ その他、村長が認めた児童

## (3) 事業の概要

- ・ クラブ名：喬木第一児童クラブ
- ・ 場 所：こども学遊館 TEL33-4503

(4) 開所日・開所時間及び利用料

開所日	開所時間	利用料
学校登校日	通常：下校時～午後6時30分まで	日額 200円 月額 2,000円
	延長：午後6時30分～午後7時まで	日額 100円
土曜日	午前8時～午後6時30分まで ※延長はありません	日額 300円
学校振替休日 長期休業日	通常：午前8時～午後6時30分まで	日額 300円 月額 3,000円
	延長：午後6時30分～午後7時まで	日額 100円

### 【児童クラブお休みの日】

日曜日、祝祭日、年度初めの初日（4 / 1）、お盆（8 / 14～16）、  
年末年始（12 / 29～1 / 3）  
引き渡し訓練の日、運動会の日

### 【延長利用について】

学校登校日、学校振替休日、長期休業日の午後6時30分～午後7時までの  
30分間が延長利用料の対象です。

### 【利用料について】

- ・月額利用料は、1ヶ月間あるいは夏休み中に10日以上利用された場合に適用となります。
- ・長期休業中の土曜日は、長期休業の日数に含まれます。
- ・延長利用料は、月額計算はありません。
- ・土曜日は、延長保育はありません。

## 2 入所申請について

- ①児童クラブへの入所申請は喬木村教育委員会事務局にて受け付けます。  
窓口：平日の午前8時30分～午後5時15分まで  
※初めて入所される方は申請と一緒に面談を行います。面談日は別途お知らせします。
- ②「令和7年度児童クラブ入所申請書」を提出してください。
- ③利用料は口座振替で納入していただきますので、「口座振替依頼書」を提出してください。
- ④入退室管理システムにより入退室情報を管理します。  
保護者の方のメールアドレスの登録をお願いします。「入退室管理システム・メール利用登録用紙」を提出してください。
- ⑤傷害保険に加入します。児童クラブ中にケガをして病院にかかる等した場合は、保険が適用となります。傷害保険料年間800円をいただきます。
- ⑥年度当初には利用予定がない方でも、一年間のうちに利用する予定がある場合は申し込みください。

### 3 利用申込みについて

#### ①平日

利用申込書のとおりに入力を行います。

利用する日に利用しない場合、利用申込みをしていない日に利用する場合には、必ず連絡をお願いします。

#### ②土曜日

前月20日までに「児童クラブ土曜日利用申込書」にて申し込んでください。申込み後、欠席する場合は必ず児童クラブまで連絡をお願いします。

#### ③学校振替休日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）

事前に学校を通して申込案内を配布しますので、申し込みをお願いします。

#### ④新1年生の4月利用について

新1年生も入学式前からご利用いただけます。新1年生のみ、4月の利用申し込みを事前に取りまとめています。入所申請をしたお子さんには4月の利用申込案内を後日配布します。

※新年度初日は児童クラブはお休みです。（R7：4月1日（火））

## 4 習い事について

- ①児童クラブから**直接**習い事等へ通わせる場合には、ご家庭の責任において行かせるようにしてください。お子さんが自主的に習い事へ行けるよう、ご家庭で時間や行き方、持ち物を確認してください。
- ②お子さんの所在を把握するため、事前に「第一児童クラブ【習い事】連絡カード」にご記入の上、児童クラブへ提出してください。

## 5 利用料について

- ①利用料は口座振替で納入していただきます。利用のあった月の翌月25日に振替いたします。  
振替ができなかった場合は、その翌月の7日に再振替を行います。
- ②毎月の利用料については事前に通知はしておりません。通帳等でご確認ください。利用料を知りたい場合は教育委員会事務局までご連絡ください。

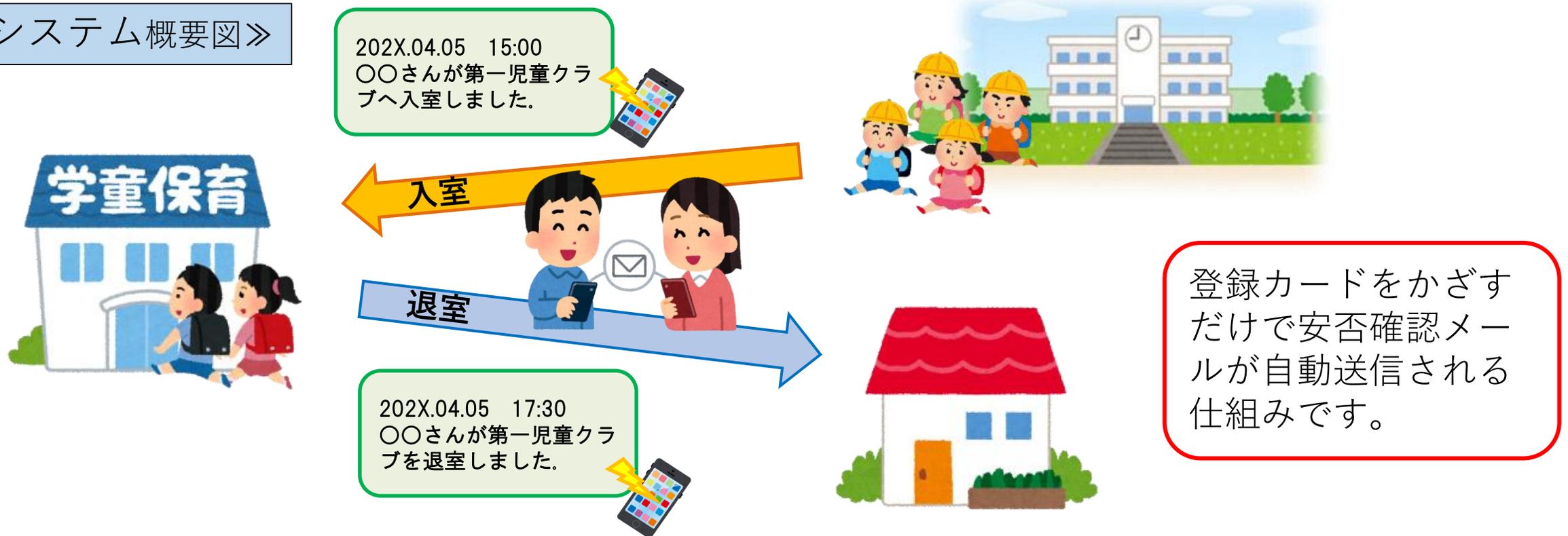
## 6 入退室管理システムについて

①児童の入退室管理のためのメール配信システムを導入しています。

これは、児童が入室・退室時にカードリーダーに登録カードをかざすことで、保護者の皆様に電子メールで入退室情報を送信し、安否確認を行うシステムです。保護者の方のメールアドレスの登録をお願いします。「入退室管理システム・メール利用登録用紙」を提出してください。

②システムに登録された入退室情報を基に、1ヶ月の利用料金を算出します。

### 《システム概要図》



## 7 保険の補償内容について

保険はスポーツ安全保険に加入します。（掛金：ひとり800円）

補償内容は以下のとおりです。

- ・ 補償期間 4月1日午前0時 ～ 翌年3月31日午後12時  
（途中申込の場合は、申込日から14日程度後～3月31日午後12時）
- ・ 適用範囲 児童クラブとしての活動中の事故、児童クラブへの往復中の事故
- ・ 障害保険金 ①死亡 2,000万円  
②後遺障害 最高3,000万円  
③入院 1日につき4,000円  
④通院 1日につき1,500円
- ・ 賠償責任保険てん補限度額 対人・対物賠償 合算1事故5億円  
（ただし、対人賠償は1人1億円）
- ・ 共済見舞金 突然死（急性心不全、脳内出血など）180万円

◎児童クラブ中にケガをして通院した場合

教育委員会から保険会社へ事故通知をします。事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式が直接送付されますので、必要書類を用意していただき、保険金請求を行ってください。

## 8 その他

- ① 児童クラブの利用を申し込んでいて病気や用事等で児童クラブを欠席する場合は、必ず第一児童クラブまで必ず連絡をください。
- ② 午後 6 時 3 0 分以降、お迎えがなく児童クラブに残っている場合には、延長利用者として手続きします。
- ③ 午後 7 時以降の延長は認めません。
- ④ 原則として保護者の方のお迎えをお願いします。
- ⑤ 学校の宿題などの学習については、支援員がお子さんに声をかけますが、お子さんが自主的に取り組めるよう、ご家庭でよく話し合っておいてください。
- ⑥ 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症の集団感染や災害等で学校が休校になった場合は、児童クラブも学校に準じて閉所します。  
学級閉鎖の場合も、そのクラスの児童はお預かりすることができません。

## 9 第一児童クラブについて

### (1) 場所

- ・こども学遊館 TEL・FAX：33-4503

### (2) 職員体制

- ・こども学遊館長
- ・第一児童クラブ放課後児童支援員3～4名

### (3) おやつ

- ・児童クラブで用意します。

※食物アレルギーのあるお子さんへの対応は、必ず保護者との面談をして確認しますので、「児童クラブ入所申請書」にご記入をお願いします。

### (4) 持ち物

- ・持ち物には必ず記名をお願いします。
- ・必要な方は、着替えを買い物袋等に入れ、持たせてください。（袋にも服にも記名）
- ・土曜日、長期休業、学校振替休日は昼食（お弁当・水筒）を持たせてください。
- ・児童クラブには私物（カード、ゲーム、生き物）を持ち込ませないでください。（特に長期休業日）
- ・本、ボールは、児童本人が管理できれば持ち込み可としますが、紛失した場合の責任は負えませんのでご承知おきください。

☆毎日クラブの利用がある場合で、  
欠席する時

☆普段利用が無い場合で、利用したい時

⇒出欠席の連絡を第一児童クラブまでお願いします。

## 10 教育委員会からお願い

喬木村教育委員会では、児童クラブ事業で保護者の就労の手助けをするとともに、「たかぎ子育て憲章」において、家庭での時間も大切に考えています。ご家庭にて親子で一緒に過ごす時間を大切にお願ひします。

クラブに入所している児童は、保護者のお迎えを楽しみに待っています。お迎えが遅くなる場合は、クラブへのご連絡をお願いいたします。



### こども学遊館の目標

- ☆自分で考え、行動する力を身につける。
- ☆みんなで学び、遊ぶ楽しさを知る。
- ☆いろいろな体験を通して、心も身体も成長する。



### こども学遊館のやくそく

- 自分の持ち物は自分でかたづけましょう。
- 遊んだもの、使ったものは自分でかたづけましょう。
- 友だちのいやがることはしないようにしましょう。
- 決められたところで、ルールを守って遊びましょう。（こども学遊館、芝グラウンド、体育館、図書館）
- 危ないところでは遊ばないようにしましょう。（神社の石像やフェンスにのぼらない。道路で遊ばない。）

< 喬木村教育委員会事務局 >  
子ども教育係 TEL : 33-2002  
FAX : 33-3682